

## 山陰地域限定特例通訳案内士申請書類一覧

		新規登録	変更届出	再交付	抹消	備考
①	登録申請書	○				・様式は鳥取県観光戦略課のホームページからダウンロードできます。 ・医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許の交付を受けた者による診断書で、3ヶ月以内に発行されたものであること。 ・精神機能の障がいの有無等の記載があるもの。 ・参考様式は鳥取県観光戦略課のホームページからダウンロードできません。
	登録事項変更届出書		○			
	登録証再交付申請書			○		
	登録抹消事由届出書				○	
②	健康診断書	○				・医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許の交付を受けた者による診断書で、3ヶ月以内に発行されたものであること。 ・精神機能の障がいの有無等の記載があるもの。 ・参考様式は鳥取県観光戦略課のホームページからダウンロードできません。
③	山陰地域限定特例通訳案内士養成研修修了証書(原本の提示と写しの提出)	○		○		・原本は、窓口にて写しと照合後に返却。 ・旧登録証との引換えによる再交付の場合は不要。
④	戸籍抄本	△		△		・修了証書と現在の氏名が異なる場合に限る。 ・3ヶ月以内に発行されたものであること。
⑤	履歴書	○				・市販のもので可。 ・写真の貼付は不要。
⑥	写真2枚(同一のもの)	○	○	○		・最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの。 ・サイズは、縦3cm、横2.5cm。 ・同一の写真を2枚。 裏面に氏名を記入のこと。
⑦	欠格要項に該当しない旨の宣誓書	○				・様式は鳥取県観光戦略課のホームページからダウンロードできます。
⑧	住民票抄本(原本)	○				・3ヶ月以内に発行されたものであること。 ・次のア、いずれかの書類(原本の提示と写しの提出)に代えることができる(住所記載のあるものに限る)。 ア 運転免許証(両面) イ 写真付き住民基本台帳カード
⑨	地域限定特例通訳案内士登録証		○	○	○	・登録証を亡失場合は、理由書を添付すること。 ・理由書の参考様式は鳥取県観光戦略課のホームページからダウンロードできます。 ※亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく発見した登録証を返納することとし、発効日の新しい登録証を使用すること。
⑩	変更内容を証する書面		○			・変更する事項について、変更前後の記載がある書面が必要。 【氏名変更の場合】戸籍抄本(原本、3ヶ月以内に発行されたもの) 【住所変更の場合】住民票抄本(原本、3ヶ月以内に発行されたもの) ・次のア、いずれかの書類(原本の提示と写しの提出)に代えることができる。 ア 運転免許証(両面) イ 写真付き住民基本台帳カード ・変更が複数回にわたる場合は、現在までの変更の経緯が確認できる書面が必要 ※上記のほか、確認のため別途書面を提出していただく場合があります。
⑪	手数料	4,000円	3,000円	3,000円		・鳥取県収入証紙により納付してください。 ・指定金融機関に納付する場合は、納入通知送付依頼書を提出してください。(様式は鳥取県観光戦略課のホームページからダウンロードできます。) また、手数料納付後、納付した領収証書の写しを提出してください。